

第1章 福祉・家事援助サービス

1 福祉・家事援助サービスの定義

シルバー人材センター（以下「センター」という。）が実施する福祉・家事援助サービス事業は、従来からセンター独自の受託事業として行ってきたものや介護保険の認定に至らなかった高齢者を対象にしたもの及び障がい者や病後児等を対象とした市町村独自の公的サービスの受託等をいいます。

センターの福祉・家事援助サービスの特徴として次の3点があげられます。

- 福祉・家事援助サービスの担い手は高齢者であるが、サービスの受け手は特定されないこと。
- 福祉・家事援助サービスの仕事の範囲は、高齢者にふさわしいものに限定されること。
- 福祉・家事援助サービスは、センターが引き受ける多様な仕事の一分野であること。

2 福祉・家事援助サービスの位置づけ

センターが超高齢社会を支え、より地域に根ざした存在として、今後も一層発展するために、この福祉・家事援助サービスの分野における会員の就業・受注の開拓を、積極的に推進することは大きな課題でありますが、以下の点に留意する必要があります。

- 福祉・家事援助サービスは、「ボランティア精神を踏まえた有料サービス」であるということ。
- 個人家庭からの福祉・家事援助サービスの受注については、請負あるいは委任により引き受け、これを会員に請負・委任の形式により提供するものであること。したがって、会員と発注者との間に雇用関係・指揮命令関係は発生しない。なお、個人家庭以外からの受注で指揮命令関係が発生する場合は、労働者派遣契約又は職業紹介での対応となるので留意すること。
- センターは地域社会に密着した就業を会員に提供する組織であり、福祉・家事援助サービスにおいても、同様のサービスを提供する他の施策・事業との調整を図りながら、地域ニーズに積極的に対応していくというスタンスを取るべきものであること。

このような観点から、原則的にはセンターの福祉・家事援助サービスは地域における高齢化の進展にあって、福祉行政や福祉関連サービスとも協調を

図りつつ、地域の高年齢者の「出番」と「居場所」の実現を通じて、「ニッポン一億総活躍プラン」に大きく貢献する活動として位置付けられます。

多くの会員がこの事業に参画し、これから超高齢社会においてお互いに協力して支え合い、仲間を増やしていくことにより、豊富な人材を擁し、頼れるセンターとして地域社会から期待されることとなり、それがセンターの発展につながるものとなります。

なお、受注に際しては、引き受ける仕事の対価が高齢者の就業であることを理由として、地域における同様のサービスと比較して著しく低くならないように配慮することも重要であり、加えて不要な摩擦が生じないように配慮することも大切です。

3 福祉・家事援助サービスの範囲と分類

福祉・家事援助サービスの範囲と分類は以下のとおりです。

(1) 福祉サービス

高齢者、障がい者、病弱者などを対象とした身の回りの世話などをいいます。

(2) 家事援助サービス

個人家庭の家事全般のサービスで、室内整理、掃除、洗濯、買物、食事づくりなどをいいます。

(3) 育児支援サービス

ベビーシッター、学童保育、保育所等における保育補助、イベント会場での託児、親子ひろばなどをいいます。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が地域の実情に応じ、多様な主体による柔軟な取組による地域支援事業（介護保険法 115 条の 45 で規定）として実施する訪問型サービスや通所型サービスをいいます。

(5) 介護保険事業

介護保険法で規定する訪問介護・介護予防訪問介護、居宅介護支援・介護予防支援、要介護認定調査、通所介護・介護予防通所介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護及び小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護並びに障害者自立支援法にいう障害福祉サービスをいいます。

福祉・家事援助サービス事業の分類表

仕事の分類	対象者	対象となる仕事（例示） (労働者派遣等で就業する場合を含む)
福祉サービス	65 歳以上の高齢者、障がい者、病弱者等	身の回りの世話、話し相手、介護施設・福祉施設への送迎（送迎車の運転業務含む）、介護施設・福祉施設における清掃・除草・調理補助等、食事（給食）の配達業務等
家事援助サービス	福祉サービス対象者以外の個人家庭	個人家庭での家事全般 室内整理、掃除、洗濯、買物、食事づくり、留守番、布団干し、換気扇の清掃、冷暖房器具の清掃、引越しに伴う整理・清掃、手紙整理等
育児支援サービス	12 歳以下の児童等	ベビーシッター、学童保育、保育所等における保育補助、イベント会場での託児、親子ひろば、産前産後のお手伝い、保育所・幼稚園・小学校への送迎（送迎車の運転業務含む）、保育所・幼稚園・小学校における清掃・除草・調理補助・用務員業務等、保育所・幼稚園・小学校への給食の配達業務
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援 1・2 及びチェックリスト該当者	訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（介護保険法 115 条の 45 で規定する地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業）
介護保険事業		介護保険法で規定する訪問介護や通所介護等の事業

本手引では、上記分類表のうち、主に個人家庭からの受注であり、かつ契約形態は請負・委任契約である「福祉サービス」・「家事援助サービス」・「育児支援サービス」に限定して記載しています。

個人家庭以外からの受注で指揮命令関係が発生する場合は、労働者派遣契約又は職業紹介による対応となります。